令和４年９月６日　開会
令和４年９月　　日　閉会

令和４年第３回江差町議会定例会　議案

署名議員

署名議員

議　案　目　次

認定第１号　令和３年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　令和３年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　令和３年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　令和３年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　令和３年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　令和３年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　令和３年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　令和３年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　令和３年度江差町水道事業会計決算の認定について
報告第１号　令和３年度健全化判断比率及び資金不足比率について

（１号から９号、１号は）

承認第１号　令和４年度江差町一般会計補正予算（第１０号）の専決処分の承認を求めることについて ・・ Ｐ　１
議案第１号　地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ・・ Ｐ１３
議案第２号　令和４年度江差町一般会計補正予算（第１１号）について ・・・・・・・・・・・・・ Ｐ２５
議案第３号　令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第１号）について・・ Ｐ４７
議案第４号　令和４年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について・・ Ｐ５９
議案第５号　令和４年度江差町介護保険特別会計補正予算（第１号）について ・・・・・・・ Ｐ７１
諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ８３
同意第１号　教育委員会委員の任命について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ８５
同意第２号　監査委員の選任について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ８７

議案第６号　財産の減額貸付について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別　冊
同意第３号　副町長の選任について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別　冊
同意第４号　教育委員会教育長の任命について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別　冊

承認第１号

令和４年度江差町一般会計補正予算（第１０号）の専決処分の承認を求めることについて

令和４年度江差町一般会計補正予算（第１０号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和４年９月６日提出

江差町長　照井　誉之介

提案理由

海岸漂着物緊急対策事業に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専　決　処　分　書

地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和４年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和４年８月２４日

江差町長　照井　誉之介

令和４年度江差町一般会計補正予算（第１０号）

令和４年度江差町一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、それぞれ２，８０５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，９６３，２８２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和4年度　一般会計補正予算構成表

（単位：千円）

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
農林水産業費	水産業総務費	海岸漂着物緊急対策事業	2,805					2,805	
計			2,805					2,805	

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10地　方　交　付　税		2,560,654	2,805	2,563,459
	1地　方　交　付　税	2,560,654	2,805	2,563,459
歳　　入	合　　計	5,960,477	2,805	5,963,282

歳　出

単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6農　林　水　産　業　費		220,244	2,805	223,049
	3水　　産　　業　　費	63,002	2,805	65,807
歳　　出	合　　計	5,960,477	2,805	5,963,282

歳入歳出補正予算事項別明細書

（１）総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
１０ 地方交付税	2,560,654	2,805	2,563,459
歳入合計	5,960,477	2,805	5,963,282

（歳出）

単位：千円

款	補正前の額	補　正　額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6農林水産業費	220,244	2,805	223,049				2,805
歳出合計	5,960,477	2,805	5,963,282	0	0	0	2,805

（２）歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,560,654	2,805	2,563,459
1 地方交付税	2,560,654	2,805	2,563,459
1 地方交付税	2,560,654	2,805	2,563,459
歳入合計	5,960,477	2,805	5,963,282

単位：千円

	節		説明
	区分	金額	
	1 地方交付税	2,805	普通交付税

（３）歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
6 農林水産業費	220,244	2,805	223,049				2,805
3 水産業費	63,002	2,805	65,807				2,805
1 水産業総務費	5,953	2,805	8,758				2,805
歳出合計	5,960,477	2,805	5,963,282	0	0	0	2,805

単位：千円

節		説明
区分	金額	
10 需用費	28	燃料費
12 委託料	2,297	海岸漂着物処理作業委託
13 使用料及び賃借料	480	重機借上料

議案第１号

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように定める。

令和４年９月６日提出

江差町長　照井　誉之介

提案理由

地方公務員法等の一部改正に伴い、江差町職員の定年等に関し、関係条例を整備するもの。

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第１条　職員の再任用に関する条例（平成１３年条例第１２号）は、廃止する。

（職員の定年に関する条例の一部改正）

第２条　職員の定年に関する条例（昭和５８年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように加える。

目次

第１章　総則（第１条）

第２章　定年制度（第２条－第５条）

第３章　管理監督職勤務上限年齢制（第６条－第１１条）

第４章　定年前再任用短時間勤務制（第１２条・第１３条）

第５章　雑則（第１４条）

附則

目次の次に次の章名を加える。

第１章　総則

第１条を次のように改める。

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２２条の４第１項及び第２項、第２２条の５第１項、第２８条の２、第２８条の５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに第２８条の７の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第１条の次に次の章名を加える。

第２章　定年制度

第３条中「６０年」を「６５年」に改め、ただし書きを削る。

第４条を次のように改める。

第４条　任命権者は、定年に達した職員が第２条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して１年を超えない範囲で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該

職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること

2　任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して３年を超えることができない。

3　任命権者は、第１項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4　任命権者は、第１項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第２項の規定により期限が延長された職員について、第１項の期限又は第２項の規定により延長された期限が到来する前に第１項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5　前各号を実施するために必要な手続は、町長が別に定める。

第５条の次に次の３章を加える。

第３章　管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第６条　法第２８条の２第１項に規定する条例で定める職は、江差町職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第１号）第１６条の２第１項に規定する管理職手当の支給を受ける職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第７条　法第２８条の２第１項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢６０年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第８条　任命権者は、法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第１３条、第１５条、第２３条の３、第２７条第１項及び第５６条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第１０条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第１５条の２第１項第５号に規定する標準職務遂行能力（次条第３項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第１号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第９条　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の４月１日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日から起算して１年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること

２　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日から起算して１年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日から起算して３年を超えることができない。

３　任命権者は、第１項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として町長が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日から起算して１年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

４　任命権者は、第１項若しくは第２項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第２項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前３項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日から起算して１年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第１０条　任命権者は、第９条第１項から第４項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第３項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第１１条　任命権者は、第９条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第４章　定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第１２条　任命権者は、年齢６０年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢６０年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢６０年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第１３条　任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（檜山広域行政組合、南部桧山衛生処理組合及び江差町・上ノ国町学校給食組合をいう。）の年齢６０年以上退職者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

２　前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第５章　雑則

（雑則）

第１４条　この条例の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則に次の２項を加える。

（定年に関する経過措置）

３　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「６５年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	６１年
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	６２年
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

４　任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合には、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における

勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正）

第３条　江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例（平成７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

本則中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２条第３項中「第２８条の４第１項若しくは第２８条の５第１項又は同法第２８条の６第１項若しくは第２項」を「第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項若しくは第２項」に、「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

（江差町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第４条　江差町職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２号中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

（江差町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第５条　江差町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１８年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

（江差町職員の給与に関する条例の一部改正）

第６条　江差町職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第１号）の一部を次のように改正する。

本則中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第３条第４項を削る。

第７条の２を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第７条の２　法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例第２条第３項の規定により定められた当該定年前短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第１５条第３項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１６条第３項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１９条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の８項を加える。

６　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の４月１日（附則第８項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料月額のうち、第３条第２項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第４条第２項及び同条第４項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

７　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年に関する条例の一部を改正する条例（令和●年条例第●号）による改正前の職員の定年に関する条例（昭和５８年条例第１３号）第３条ただし書に掲げる職員に相当する職員

(3)　職員の定年に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

８　法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職へ降任等をされた日（以下この項及び附則第１０項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第６項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第６項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

９　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第３条第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第３条第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

１０　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第６項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第８項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第８項及び第９項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

１１　附則第８項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第６項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

１２　附則第８項又は前２項の規定による給料を支給される職員に対する第１５条第５項（第１６条第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第８項又は第１１項の規定による給料の額との合計額」とする。

１３　附則第６項から前項までに定めるもののほか、附則第６項の規定による給料月額、附則第８項の規定による給料その他附則第６項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第１中「再任用以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務以外の職員」に、

「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

」

に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第９条の規定は公布の日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第２条　任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢６５年に達する日以後における最初の３月３１日（以下この条から附則第６条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第１項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第２条の規定により退職した者

(2) 旧条例第４条第１項若しくは第２項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号。以下「令和３年改正法」という。）附則第３条第５項又は前条第１項の規定により勤務した後退職した者

(3) ２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前２号に掲げるものを除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者

(4) ２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前３号に掲げるものを除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和３年改正法による改正前の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第１項若しくは第２項、附則第５条第１項若しくは第２項又は附則第６条第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。次項第６号において同じ。）をされたことがある者

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、１年を超えない範囲で任期を定め、当該

常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第２条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第１２条の規定により採用された者のうち、令和３年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第２２条の４第３項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第１３条第１項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第２２条の５第３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第３項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) ２５年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者

(6) ２５年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

３　前２項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、１年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前２項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

４　暫定再任用職員（第１項若しくは第２項、次条第１項若しくは第２項、附則第５条第１項若しくは第２項又は附則第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

５　任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第３条　任命権者は、前条第１項の規定によるほか、組合（檜山広域行政組合、南部桧山衛生処理組合、江差町・上ノ国町学校給食組合をいう。以下次条及び附則第６条において同じ。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、前条第２項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

３　前２項の場合においては、前条第３項から第５項までの規定を準用する。

第４条　任命権者は、新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、附則第３条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第１２条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職

でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第１項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、附則第３条第２項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第２項及び附則第１０条において同じ。）に達している者（新条例第１２条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

３　前２項の場合においては、附則第３条第３項から第５項までの規定を準用する。

第５条　任命権者は、前条第１項の規定によるほか、新地方公務員法第２２条の５第３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、組合における附則第３条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、前条第２項の規定によるほか、新地方公務員法第２２条の５第３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、組合における附則第３条第２項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第１３条第１項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

３　前２項の場合においては、附則第３条第３項から第５項までの規定を準用する。

（令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職及び年齢）

第６条　令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

２　令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第３条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める職及び年齢）

第７条　令和３年改正法附則第４条から第７条までの規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

２　令和３年改正法附則第４条から第９条までの規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する法第２２条の４第４項の条例で定める年齢は、前項に

規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第８条　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第３条から第６条までの規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

２　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

３　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、この条第１項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第９条　令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は年齢６０年とする。

（改正後の江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例における経過措置）

第１０条　暫定再任用職員（令和３年改正法附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

（改正後の江差町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例における経過措置）

第１１条　令和３年改正法附則第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員は、この条例による改正後の江差町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第３条に規定する地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。

（改正後の江差町職員の給与に関する条例における経過措置）

第１２条　暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の江差町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第３条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

２　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第７条の２の規定を適用する。

３　新給与条例附則第６項から第１３項までの規定は、令和３年改正法附則第３条第５項又は第６項の規定により勤務している職員には適用しない。

議案第２号

令和４年度江差町一般会計補正予算（第１１号）について

令和４年度江差町一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、それぞれ１１２，７７７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，０７６，０５９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の追加は、「第２表　地方債補正」による。

令和４年９月６日提出

江差町長　照井　誉之介

提案理由

令和４年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、変更する必要が生じたことによる。

令和4年度　一般会計補正予算構成表

（単位：千円）

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	企画費	江差町公共交通事業者緊急経済対策支援事業	3,000	3,000					
民生費	児童福祉総務費	認定こども園感染対策物品補助事業	627	627					
衛生費	予防費	感染予防対策物品購入事業	3,642	3,642					
商工費	商工業振興費	事業活動継続緊急支援金給付事業	8,500	8,500					
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金補正　計			15,769	15,769					
総務費	財産管理費	役場庁舎空調機用塩害除去フィルター等交換	627					627	
総務費	財産管理費	町有大型車両車庫オーバースライダー改修工事	1,815					1,815	
総務費	企画費	北の江の島構想推進	0		1,503		▲ 1,500	▲ 3	財源更正
総務費	諸費	相続財産管理人選任申立て	506					506	
総務費	諸費	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還	5,955					5,955	
総務費	諸費	令和3年度子どものための教育・保育給付費返還（国費）	332					332	
総務費	諸費	令和3年度子どものための教育・保育給付費返還（道費）	331					331	
総務費	諸費	令和3年度子育てのための施設等利用給付交付金返還（国費）	273					273	
総務費	諸費	令和3年度子育てのための施設等利用給付交付金返還（道費）	137					137	
総務費	諸費	令和3年度児童手当国庫負担金返還	1,601					1,601	
総務費	諸費	令和3年度障害者医療費国庫負担金返還	5,217					5,217	
総務費	諸費	令和3年度障害者医療費道費負担金返還	109					109	
総務費	諸費	令和3年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還	2,219					2,219	

令和4年度　一般会計補正予算構成表

（単位：千円）

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	諸費	令和3年度障害者自立支援給付費道費負担金返還	1,110					1,110	
総務費	諸費	令和3年度障害児入所給付費等国庫負担金返還	1,448					1,448	
総務費	諸費	令和3年度障害児入所給付費等道費負担金返還	123					123	
総務費	諸費	令和3年度介護保険低所得者保険料軽減負担金精算事務	459					459	
民生費	社会福祉総務費	国民健康保険費特別会計繰出金（マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業分）	143					143	
民生費	老人福祉費	後期高齢者医療特別会計繰出金（マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業分）	52					52	
民生費	老人福祉費	権利擁護事業費	0		2,000			▲ 2,000	財源更正
民生費	障害者福祉費	障害者自立支援給付審査支払等システム改修事業	462	231				231	
衛生費	予防費	母子保健事業（幼児視力検査機器購入）	1,375					1,375	
労働費	労働費	檜山地域人材開発センター宿泊棟雨漏り修繕	600					600	
農林水産業費	農業振興費	スマート農業推進事業	850					850	
農林水産業費	林業振興費	東山2号林道排水施設維持管理	544				544		
農林水産業費	林業振興費	地場産材利活用推進事業	1,683				1,683		
農林水産業費	水産業振興費	藻場造成試験事業	220					220	
商工費	自然公園管理費	かもめ島樹木伐採・剪定委託業務	951					951	
土木費	道路維持費	町道除雪対策	48,898					48,898	
消防費	消防施設費	行政組合分担金（消防指令車購入）	8,577			6,400		2,177	

令和4年度　一般会計補正予算構成表

（単位：千円）

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
消防費	消防施設費	行政組合分担金（サイレン吹鳴制御装置親局更新）	2,420					2,420	
消防費	消防施設費	行政組合分担金（防火水槽補修工事）	1,077					1,077	
教育費	保健体育総務費	学習支援用スキー用具整備	1,834				1,600	234	
教育費	体育施設費	運動公園野球場1・3塁連絡通路屋根改修工事	5,060					5,060	
一般事業補正　計			97,008	231	3,503	6,400	2,327	84,547	
計			112,777	16,000	3,503	6,400	2,327	84,547	

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10地　方　交　付　税		2,563,459	84,547	2,648,006
	1地　方　交　付　税	2,563,459	84,547	2,648,006
13国　庫　支　出　金		793,491	16,000	809,491
	2国　庫　補　助　金	396,218	16,000	412,218
14道　支　出　金		297,748	3,503	301,251
	2道　補　助　金	50,292	3,503	53,795
16寄　附　金		153,161	1,600	154,761
	1寄　附　金	153,161	1,600	154,761
17繰　入　金		277,124	727	277,851
	1基　金　繰　入　金	277,124	727	277,851
20町　債		515,700	6,400	522,100
	1町　債	515,700	6,400	522,100
歳　入　合　計		5,963,282	112,777	6,076,059

歳　出

単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2総　務　費		1,283,415	25,262	1,308,677
	1総　務　管　理　費	1,212,850	25,262	1,238,112
3民　生　費		1,568,446	1,284	1,569,730
	1社　会　福　祉　費	1,251,123	657	1,251,780
	2児　童　福　祉　費	317,323	627	317,950
4衛　生　費		479,212	5,017	484,229
	1保　健　衛　生　費	479,212	5,017	484,229
5労　働　費		7,462	600	8,062
	1労　働　費	7,462	600	8,062
6農　林　水　産　業　費		223,049	3,297	226,346
	1農　業　費	124,483	850	125,333
	2林　業　費	32,759	2,227	34,986
	3水　産　業　費	65,807	220	66,027
7商　工　費		281,104	9,451	290,555
	1商　工　費	281,104	9,451	290,555
8土　木　費		602,298	48,898	651,196
	2道　路　橋　梁　費	309,490	48,898	358,388
9消　防　費		257,547	12,074	269,621
	1消　防　費	257,547	12,074	269,621
10教　育　費		646,198	6,894	653,092
	5保　健　体　育　費	253,444	6,894	260,338
歳　出　合　計		5,963,282	112,777	6,076,059

第2表　地方債補正

（追加）　　単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防指令車購入	6,400	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

（１）総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
１０ 地方交付税	2,563,459	84,547	2,648,006
１３ 国庫支出金	793,491	16,000	809,491
１４ 道支出金	297,748	3,503	301,251
１６ 寄附金	153,161	1,600	154,761
１７ 繰入金	277,124	727	277,851
２０ 町債	515,700	6,400	522,100
歳入合計	5,963,282	112,777	6,076,059

（歳出）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,283,415	25,262	1,308,677	4,503		△1,500	22,259
3民生費	1,568,446	1,284	1,569,730	2,858			△1,574
4衛生費	479,212	5,017	484,229	3,642			1,375
5労働費	7,462	600	8,062				600
6農林水産業費	223,049	3,297	226,346			2,227	1,070
7商工費	281,104	9,451	290,555	8,500			951
8土木費	602,298	48,898	651,196				48,898
9消防費	257,547	12,074	269,621		6,400		5,674
10教育費	646,198	6,894	653,092			1,600	5,294
歳出合計	5,963,282	112,777	6,076,059	19,503	6,400	2,327	84,547

（２）歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,563,459	84,547	2,648,006
1 地方交付税	2,563,459	84,547	2,648,006
1 地方交付税	2,563,459	84,547	2,648,006
13 国庫支出金	793,491	16,000	809,491
2 国庫補助金	396,218	16,000	412,218
1 総務費国庫補助金	11,658	3,000	14,658
2 民生費国庫補助金	42,008	858	42,866
3 衛生費国庫補助金	34,559	3,642	38,201
5 商工費国庫補助金	80,274	8,500	88,774
14 道支出金	297,748	3,503	301,251
2 道補助金	50,292	3,503	53,795
1 民生費道費補助金	18,763	2,000	20,763
4 総務費道費補助金	0	1,503	1,503
16 寄附金	153,161	1,600	154,761
1 寄附金	153,161	1,600	154,761
1 寄附金	153,161	1,600	154,761
17 繰入金	277,124	727	277,851
1 基金繰入金	277,124	727	277,851
4 ふるさと応援基金繰入金	112,700	△1,500	111,200
9 森林環境譲与税基金繰入金	4,937	2,227	7,164
20 町債	515,700	6,400	522,100
1 町債	515,700	6,400	522,100
6 消防債	0	6,400	6,400
歳入合計	5,963,282	112,777	6,076,059

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	84,547	普通交付税
1 総務管理費補助金	3,000	新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応地方創生臨時交付金 江差町公共交通事業者緊急経済対策奨励金給付事業分
1 社会福祉費補助金	231	障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助
2 児童福祉費補助金	627	新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応地方創生臨時交付金 認定こども園感染対策物品補助事業分
1 保健衛生費補助金	3,642	新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応地方創生臨時交付金 感染予防対策物品購入事業分
1 商工費国庫補助金	8,500	新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応地方創生臨時交付金 事業活動継続緊急支援金給付事業分
1 社会福祉費補助金	2,000	権利擁護人材育成事業費補助
1 総務管理費補助金	1,503	地熱資源利用促進事業費補助
1 寄附金	1,600	指定寄附金（社会教育）
1 ふるさと応援基金繰入金	△1,500	ふるさと応援基金繰入金
1 森林環境譲与税基金繰入金	2,227	森林環境譲与税基金繰入金
1 消防債	6,400	消防指令車購入

（３）歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳 特定財源 国道支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源
2 総務費	1,283,415	25,262	1,308,677	4,503		△1,500	22,259
1 総務管理費	1,212,850	25,262	1,238,112	4,503		△1,500	22,259
5 財産管理費	119,415	2,442	121,857				2,442
6 企画費	355,235	3,000	358,235	4,503		△1,500	△3
10 諸費	9,165	19,820	28,985				19,820
3 民生費	1,568,446	1,284	1,569,730	2,858			△1,574
1 社会福祉費	1,251,123	657	1,251,780	2,231			△1,574
1 社会福祉総務費	138,887	143	139,030				143
3 老人福祉費	488,745	52	488,797	2,000			△1,948
5 障害者福祉費	589,384	462	589,846	231			231
2 児童福祉費	317,323	627	317,950	627			

単位：千円

節		説明
区分	金額	
10 需用費	627	修繕料
14 工事請負費	1,815	町有大型車両車庫オーバースライダー改修
18 負担金補助及び交付金	3,000	公共交通事業者緊急経済対策支援
11 役務費	6	広告料 5 手数料 その他 1
22 償還金利子及び割引料	19,314	令和３年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還 5,955 令和３年度子どものための教育・保育給付費国費返還 332 令和３年度子育てのための施設等利用給付交付金国費返還 273 令和３年度児童手当国庫負担金返還 1,601 令和３年度障害者医療費国庫負担金返還 5,217 令和３年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還 2,219 令和３年度障害児入所給付費等国庫負担金返還 1,448 令和３年度介護保険低所得者保険料軽減国費負担金返還 410 令和３年度子どものための教育・保育給付費道費返還 331 令和３年度子育てのための施設等利用給付交付金道費返還 137 令和３年度障害者医療費道費負担金返還 109 令和３年度障害者自立支援給付費道費負担金返還 1,110 令和３年度障害児入所給付費等道費負担金返還 123 令和３年度介護保険低所得者保険料軽減道費負担金返還 49
26 公課費	500	予納金
27 繰出金	143	国民健康保険費特別会計繰出金
27 繰出金	52	後期高齢者医療特別会計繰出金
12 委託料	462	障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳 特定財源 国道支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源
1 児童福祉総務費	170,036	627	170,663	627			
4 衛生費	479,212	5,017	484,229	3,642			1,375
1 保健衛生費	479,212	5,017	484,229	3,642			1,375
2 予防費	94,009	5,017	99,026	3,642			1,375
5 労働費	7,462	600	8,062				600
1 労働費	7,462	600	8,062				600
1 労働費	7,462	600	8,062				600
6 農林水産業費	223,049	3,297	226,346			2,227	1,070
1 農業費	124,483	850	125,333				850
2 農業振興費	51,078	850	51,928				850
2 林業費	32,759	2,227	34,986			2,227	
2 林業振興費	31,812	2,227	34,039			2,227	
3 水産業費	65,807	220	66,027				220
2 水産業振興費	54,503	220	54,723				220
7 商工費	281,104	9,451	290,555	8,500			951
1 商工費	281,104	9,451	290,555	8,500			951
2 商工業振興費	129,903	8,500	138,403	8,500			
7 自然公園管理費	17,387	951	18,338				951
8 土木費	602,298	48,898	651,196				48,898
2 道路橋梁費	309,490	48,898	358,388				48,898
2 道路維持費	115,208	48,898	164,106				48,898

単位：千円

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	627	認定こども園感染対策物品補助
10 需用費	3,642	消耗品費
17 備品購入費	1,375	幼児視力検査機器
10 需用費	600	修繕料
18 負担金補助及び交付金	850	スマート農業推進事業補助
12 委託料	1,683	伐採・製材業務委託
14 工事請負費	544	林道排水施設維持管理工事
18 負担金補助及び交付金	220	藻場造成試験事業補助
18 負担金補助及び交付金	8,500	事業活動継続緊急支援
12 委託料	951	かもめ島樹木伐採・剪定委託
2 給料	1,849	会計年度任用職員
3 職員手当等	4,118	時間外勤務手当 1,108 時間外勤務手当（会計年度） 3,010
4 共済費	301	社会保険料（会計年度）
10 需用費	12,512	消耗品費 8,864

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
9 消防費	257,547	12,074	269,621		6,400		5,674
1 消防費	257,547	12,074	269,621		6,400		5,674
3 消防施設費	8,875	12,074	20,949		6,400		5,674
10 教育費	646,198	6,894	653,092			1,600	5,294
5 保健体育費	253,444	6,894	260,338			1,600	5,294
1 保健体育総務費	232,377	1,834	234,211			1,600	234
2 体育施設費	21,067	5,060	26,127				5,060
歳出合計	5,963,282	112,777	6,076,059	19,503	6,400	2,327	84,547

単位：千円

節		説明
区分	金額	
		光熱水費 3,248 修繕料 400
12 委託料	29,005	防雪柵設置 2,057 町道除雪民間委託 26,948
13 使用料及び賃借料	1,113	重機借上料
18 負担金補助及び交付金	12,074	行政組合分担金 サイレン吹鳴制御装置親局更新 2,420 指令車購入 8,577 防火水槽補修工事 1,077
17 備品購入費	1,834	小中学生用スキーセット
14 工事請負費	5,060	運動公園野球場１・３塁連絡通路屋根改修

（４）給与費明細書

１．特別職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当（千円）年間支給率（月分）	地域手当（千円）	寒冷地手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）
補正前	長等	3		20,976	7,255 4.30		291	7,892	36,414	5,784	42,198
	議員	12	26,436		4,957 2.40				31,393	8,610	40,003
	その他の特別職	361	15,135						15,135		15,135
	計	376	41,571	20,976	12,219		291	7,892	82,942	14,394	97,336
補正額	長等										
	議員										
	その他の特別職										
	計										
補正後	長等	3		20,976	7,255 4.30		291	7,892	36,414	5,784	42,198
	議員	12	26,436		4,957 2.40				31,393	8,610	40,003
	その他の特別職	361	15,135						15,135		15,135
	計	376	41,571	20,976	12,219		291	7,892	82,942	14,394	97,336

２．一般職

（１）総括

ア　会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正前	94		336,511	251,761	588,272	108,993	697,265	
補正額				1,108	1,108		1,108	
補正後	94		336,511	252,869	589,380	108,993	698,373	

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	寒冷地手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	管理職手当（千円）	時間外手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	児童手当（千円）
	補正前	8,862	6,688	67,834	56,179	10,546	32,336	2,116	6,546	6,500
	補正額						1,108			
	補正後	8,862	6,688	67,834	56,179	10,546	33,444	2,116	6,546	6,500
	区分	宿直手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	退職手当組合負担金（千円）	備考				
	補正前			492	53,662					
	補正額									
	補正後			492	53,662					

イ　会計年度任用職員

区分	職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正前	141	53,333	92,061	40,757	186,151	28,879	215,030	
補正額			1,849	3,010	4,859	301	5,160	
補正後	141	53,333	93,910	43,767	191,010	29,180	220,190	

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	寒冷地手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	管理職手当（千円）	時間外手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	児童手当（千円）
	補正前			13,730			6,743	2,196		750
	補正額						3,010			
	補正後			13,730			9,753	2,196		750
	区分	宿直手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	退職手当組合負担金（千円）	備考				
	補正前				17,338					
	補正額									
	補正後				17,338					

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　　明	備　　考
給　　料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	1,108	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	1,108	町道除雪対策 時間外勤務手当	

（５）地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区分		前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中償還見込額	
１　普通債		1,793,053	1,670,342	168,800	167,046	1,672,096
(6)　消防債		176,394	149,828	6,400	26,566	129,662
合計	補正前の額	5,473,004	5,088,480	515,700	519,906	5,084,274
	補正額			6,400		6,400
	補正後の額	5,473,004	5,088,480	522,100	519,906	5,090,674

議案第３号

令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第１号）について

令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、それぞれ１４３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８１６，１６９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和４年９月６日提出

江差町長　照井　誉之介

提案理由

令和４年度江差町国民健康保険費特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

令和4年度　国民健康保険費特別会計補正予算構成表

（単位：千円）

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業	143				143		
計			143				143		

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
7繰　　入　　金		113,785	143	113,928
	1一 般 会 計 繰 入 金	97,600	143	97,743
歳　　入	合　　計	816,026	143	816,169

歳　出

単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1総　　務　　費		43,727	143	43,870
	1総　務　管　理　費	29,957	143	30,100
歳　　出	合　　計	816,026	143	816,169

歳入歳出補正予算事項別明細書

（１）総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	113,785	143	113,928
歳入合計	816,026	143	816,169

（歳出）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1総務費	43,727	143	43,870			143	
歳出合計	816,026	143	816,169	0	0	143	0

（２）歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	113,785	143	113,928
1 一般会計繰入金	97,600	143	97,743
1 一般会計繰入金	97,600	143	97,743
歳入合計	816,026	143	816,169

単位：千円

	節		説明
	区分	金額	
	7 一般会計繰入金	143	

（３）歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	43,727	143	43,870			143	
1 総務管理費	29,957	143	30,100			143	
1 一般管理費	29,479	143	29,622			143	
歳出合計	816,026	143	816,169	0	0	143	0

単位：千円

節		説明
区分	金額	
10 需用費	63	消耗品費 11 印刷製本費 52
13 使用料及び賃借料	80	パソコン借上料

議案第４号

令和４年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

令和４年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、それぞれ５２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４０，２６４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和４年９月６日提出

江差町長　照井　誉之介

提案理由

令和４年度江差町後期高齢者医療特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

令和4年度　後期高齢者医療特別会計補正予算構成表

（単位：千円）

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業	52				52		
計			52				52		

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
４繰　　入　　金		49,301	52	49,353
	１一　般　会　計　繰　入　金	49,301	52	49,353
歳　　入	合　　計	140,212	52	140,264

歳　出

単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1総　　務　　費		3,735	52	3,787
	1総　務　管　理　費	1,855	52	1,907
歳　　出	合　　計	140,212	52	140,264

歳入歳出補正予算事項別明細書

（１）総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	49,301	52	49,353
歳入合計	140,212	52	140,264

（歳出）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1総務費	3,735	52	3,787			52	
歳出合計	140,212	52	140,264	0	0	52	0

（２）歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	49,301	52	49,353
1 一般会計繰入金	49,301	52	49,353
1 事務費繰入金	7,016	52	7,068
歳入合計	140,212	52	140,264

単位：千円

	節		説明
	区分	金額	
	1 事務費繰入金	52	

（３）歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	3,735	52	3,787			52	
1 総務管理費	1,855	52	1,907			52	
1 一般管理費	1,855	52	1,907			52	
歳出合計	140,212	52	140,264	0	0	52	0

単位：千円

	節		説明
	区分	金額	
	10 需用費	52	印刷製本費

議案第５号

令和４年度江差町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

令和４年度江差町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、それぞれ２６，５９７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，２７５，８１７千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第２条　保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ２６，５９７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，２７０，５６５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正　保険事業勘定」による。

令和４年９月６日提出

江差町長　照井　誉之介

提案理由

令和４年度江差町介護保険特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

令和4年度　介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算構成表

（単位：千円）

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
諸支出金	償還金	令和3年度介護給付費負担金等精算事務	26,597					26,597	
計			26,597					26,597	

第１表　歳入歳出予算補正　保険事業勘定

歳　入　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
８繰　　越　　金		500	26,597	27,097
	１繰　　越　　金	500	26,597	27,097
歳　　入	合　　計	1,243,968	26,597	1,270,565

歳　出

単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6諸　　支　　出　　金		500	26,597	27,097
	1還付金及び割引料	500	26,597	27,097
歳　　出	合　　計	1,243,968	26,597	1,270,565

歳入歳出補正予算事項別明細書

（１）総括　保険事業勘定

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	500	26,597	27,097
歳入合計	1,243,968	26,597	1,270,565

（歳出）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6諸支出金	500	26,597	27,097				26,597
歳出合計	1,243,968	26,597	1,270,565	0	0	0	26,597

（２）歳入（保険事業勘定）

款 項 目	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	500	26,597	27,097
1 繰越金	500	26,597	27,097
1 繰越金	500	26,597	27,097
歳入合計	1,243,968	26,597	1,270,565

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	26,597	前年度繰越金

（３）歳出（保険事業勘定）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
6 諸支出金	500	26,597	27,097				26,597
1 還付金及び割引料	500	26,597	27,097				26,597
2 償還金	0	26,597	26,597				26,597
歳出合計	1,243,968	26,597	1,270,565	0	0	0	26,597

単位：千円

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	26,597	令和３年度介護給付費国庫負担金返還 15,878 令和３年度地域支援事業国庫交付金返還 2,441 令和３年度介護給付費道費負担金返還 1,893 令和３年度地域支援事業道費交付金返還 1,463 令和３年度社会保険診療報酬支払基金介護給付費交付金返還 4,172 令和３年度社会保険診療報酬支払基金地域支援事業支援交付金返還 750

諮問第１号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

１　住　所　　檜山郡江差町字新栄町１０番地

２　氏　名　　加　賀　　晋
（昭和３３年１０月１７日生・６３歳）

令和４年９月６日提出

江差町長　照井　誉之介

同意第１号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

記

１　住　所　　檜山郡江差町字本町３８番地

２　氏　名　　小笠原　敏　文
（昭和４７年１１月２７日生・４９歳）

令和４年９月６日提出

江差町長　照井　誉之介

同意第２号

監査委員の選任について

下記の者を江差町監査委員に選任したいので、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

１　住　所　　檜山郡江差町字緑丘１８８番地１２

２　氏　名　　近　藤　偉　喜
（昭和２３年３月２４日生・７４歳）

令和４年９月６日提出

江差町長　照井　誉之介